

熱中症に注意しましょう！

塩飴&冷え冷え
タオル配布予定！

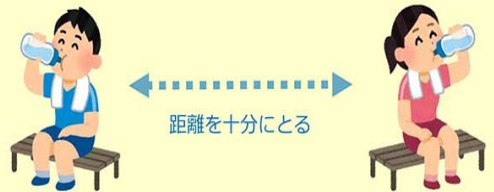


新型コロナウイルスも収束の様相の昨今、令和5年5月8日には5類感染症と格の引下げとなり、マスク着用も任意となりました。しかし、感染率は平行して減少している様子は無いため、環境に合わせた下記対策の継続をお願いします。

- ① 身体的距離の確保
- ② マスクの着用「3密（密集、密接、密閉）時」
- ③ 手洗い、うがいなど

このように、今夏も作業・生活環境に合わせた対応を心掛け、また熱中症にも配慮した十分な感染症予防を行いながら、健康維持に努めましょう。

2 適宜マスクをはずしましょう



- ・気温・湿度の高い中でのマスク着用は要注意
- ・屋外で人と十分な距離（2メートル以上）を確保できる場合には、マスクをはずす

「冷え冷えタオル」を **7月7日(金)より配布**をする予定です。

ご希望の方は各事務所に取りに来てください。*数に限りあります。ご了承ください。



健康診断



を受けましょう！

お仕事するにも、趣味を満喫するにも、心も身体も元気でなければ楽しめません。

「健康診断」は健康づくりのはじめの一步です。ご自分の身体の状態を確認しましょう。

今年も新型コロナウイルスの影響で、実施時期等変更になっていることも予想されます。よく確認をして早めに受診しましょう。



体調不良時の対応について



新型コロナウイルスの5類感染症に引き下げと、収束ムードですが、まだまだ、感染者は横ばい状態とのデータもあります。自分の身体だと慢心せず、少しでも体調に異常が感じられたら、すぐに就業を中止し、医療機関にかかる等適切な対応をお願いします。

また、万が一検査の結果、新型コロナウイルスの陽性が判明した場合は、すみやかに事務局までご連絡ください。



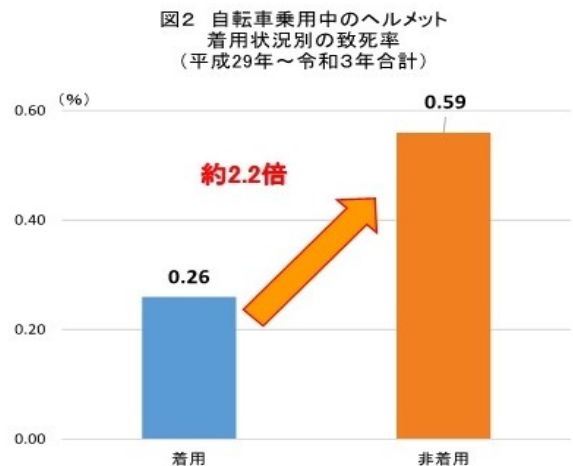
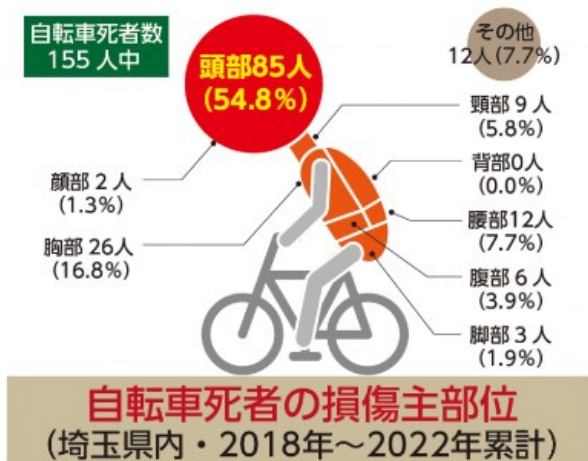
シルバー安全強化月間について



「7月」はシルバー人材センターが掲げる安全強化月間となっております。事故0を目標に、安全な作業・交通法規を遵守した安全な交通に心掛けてください。

また、安全強化月間の対応として、除草班・植木班の活動で使用している機械類の作業者による点検作業を実施します。実施後の異常器具は修理・交換等行う予定です。

自転車乗車時のヘルメット着用の努力義務化



道路交通法の一部改正（令和4年4月27日公布、令和5年4月1日施行）により、すべての自転車乗用車に対し、ヘルメットの着用が義務化されました。

特に就業に自転車にて往復されている会員には、出来る限りご協力いただき、ヘルメット着用をお願いいたします。

残念な情報ですが、現時点では、埼玉県は補助事業を行っておらず、助成金については市町村単位となっているようです。富士見・ふじみ野の2市は補助がなく、三芳町は65歳以上にて補助が出るようです。今後の対応を見ながら購入の検討をしてください。